

令和5年度（2023年度）第1回  
北海道青少年健全育成審議会

議 事 録

日 時：令和5年（2023年）8月25日（金）13時30分開会

場 所：かでる2・7 920会議室

## 1 開 会

### ○事務局（坂本課長補佐）

定刻となりましたのでただいまから令和5年度第1回北海道青少年健全育成審議会を開催いたします。私は北海道保健福祉部子ども家庭支援課の坂本と申します。議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。それではこれ以降、座って進行させていただきます。開会にあたりまして、子育て支援担当局長の森よりご挨拶を申し上げます。

## 2 あいさつ

### ○森子育て支援担当局長

皆様こんにちは。保健福祉部子育て支援担当局長の森でございます。北海道青少年健全育成審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様にはお忙しい中、また大変暑い中、会議にご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から青少年の健全育成についてご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、青少年を取り巻く社会環境でございますけれども、少子化、核家族化の進行ですとか、情報化の進展などにより大きく変化をしております。いじめや不登校、虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーの問題など、取り組まなければならない課題が多岐にわたっているところでございます。こうした中、国におきましては、本年4月に、こども家庭庁を発足し、結婚、妊娠、出産、子育て期を通じた、総合的な政策展開の充実に向けて取組を開始しております。道としましても、6月に青少年、それから障害児支援など、関連業務を集約し、子ども政策を一体的に推進するため、組織体制を強化いたしました。そして、子ども応援社会の実現に向け、知事をトップとした、分野横断的な政策を推進する北海道子ども政策推進本部を新たに設置したところでございます。青少年の健全育成につきましても、第二次北海道青少年健全育成基本計画に基づき、関連機関をはじめ、市町村、学校、地域の皆様と連携を図りながら、施策を着実に推進しておりますので、引き続きお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますけれども、有害図書類の指定の運用見直しに係る前回部会での報告結果、前回審議会でもいただいた質問への回答及び、提案事項に係る検討状況、令和4年度の施策の推進状況のほか、審議会の見直しについて報告をさせていただく予定です。

皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### ○事務局（坂本課長補佐）

本日の審議会は、今年度第1回目になりますが、前回の開催後、委員の交代がございました。渡辺多美江委員が退任され、同じ株式会社北海道新聞社から津村和宏様が、就任されましたのでご報告させていただきます。津村委員、自己紹介をお願いいたします。

**○津村委員**

はじめまして。北海道新聞企画室の津村といいます。よろしくお願いします。

**○一同**

よろしくお願いします。

**○事務局（坂本課長補佐）**

ありがとうございました。なお、北海道PTA連合会の菊川委員と北海道商工会議所連合会の安宅委員の後任については、現在委嘱にあたっての手続きを行っているところでございます。

また事務局にも異動がありましたので、紹介いたします。本年6月に、道の組織機構改正を実施いたしまして、環境生活部道民生活課で所管しておりました青少年健全育成業務は、保健福祉部の子ども家庭支援課で行うことになりました。まず、虐待防止対策担当課長の山谷です。

**○事務局（山谷課長）**

山谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○事務局（坂本課長補佐）**

続きまして、丸山主幹です。

**○事務局（丸山主幹）**

丸山です。道警から派遣となっております。よろしくお願いします。

**○事務局（坂本課長補佐）**

続きまして、大森係長です。

**○事務局（大森係長）**

大森です。よろしくお願いします。

**○事務局（坂本課長補佐）**

続きまして、瀧本主事です。

**○事務局（瀧本）**

よろしくお願いします。

**○事務局（坂本課長補佐）**

本日はオブザーバーとして庁内関係課の職員も参加しております。参加者につきましては出席者名簿をご覧くださいと思います。

ここで会議の成立についてご報告いたします。審議会は、北海道青少年健全育成条例

第50条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上の出席を求めています。本日は委員15名のうち8名の委員の皆様にご出席いただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告いたします。なお、原委員、須田委員、那須委員、熊谷委員、高橋委員につきましては、所用により欠席のご連絡をいただいておりますことをご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の次第にありますように、資料の1から6まで、補足資料については、1から3まで、参考資料といたしまして、1と2を配付しております。資料の不足等はありませんでしょうか。

次に、本日の会議ですが、概ね90分から2時間程度を予定しております。本審議会は議事録を作成し公表いたします。議事録の作成につきましては、審議会終了後に、事務局におきまして、発言記録を取りまとめまして、委員の皆様にご確認いただいた上で公表いたします。

それでは本日の議事に移らせていただきます。これからの議事進行につきましては、内山会長にお願いしたいと思います。会長どうぞよろしく願いいたします。

### 3 議 事

#### ○内山会長

内山です。よろしく申し上げます。それでは次第に従って議事を進めさせていただきます。

#### ○浅川委員

1つだけ良いですか。

#### ○内山委員

はい。

#### ○浅川委員

今、道庁の方でも説明があったのですが、審議会はもう既に、3ヶ月ほど前に新たな組織に移っていて、係名も含めて変わっていて、これも基本法と、こども家庭庁との関係で成り立つようになっていきますよね。その全部が移った時に、古い枠組みの青少年健全育成業務のこの委員会というのは、どんな委員会として位置するのかというのが分からなくて、これは残務整理をするようなものと考えればよいかどうかということ、分からないです。そこを聞かないと、何を議論していいのかというのがちょっと分からない。残った案件の処理をすればそれで終わり、新しい審議会で引き継がれるというような残務処理なのかどうかというあたりを教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

#### ○内山委員

ありがとうございます。

おそらく、審議会の次第の(3)のことに関わるのかなと思っていますが、質問がありましたので、事務局のほうから説明いただければと思います。

## ○事務局(山谷課長)

それでは、先に資料の6をお配りしておりますので、そちらの方をまずご覧いただければと思います。審議会の見直しについてという資料になりますけれども、ございますか。

6月に組織が変わって、ちょっと時間が経過してからの説明になってしまって申し訳ないですけれども、審議会の見直しについて説明をさせていただきます。

その見直しの説明の前に、本審議会の所管部署が6月から変更になっていることも含めまして、国や道の動きから説明をさせていただきます。まず1の国の動きですけれども、今年の4月にこども家庭庁が発足いたしまして、結婚、妊娠、出産、子育て期を通じた総合的な施策展開の充実を図っているところであります。こども政策に関する重要事項を調査、審議いたします審議会も設置されているところであります。

次に、2の道の動きですけれども、国のこうした動きを受けまして、下の囲みの部分の左の「新」と書いてあるところでありますけれども、6月から保健福祉部内に、子ども応援社会推進監を新設いたしまして、これまで、子ども未来推進局でしたものを、子ども政策局に再編いたしますとともに、2局長4課長体制に拡充し、体制強化しております。

合わせまして、右側の囲みの「旧」の方の下段のところになりますとおり、これまでの環境生活部道民生活課青少年係で所管しておりました青少年健全育成業務を矢印の左のとおり、子ども家庭支援課次世代育成支援係に移管しております。

次に3の子ども関連の審議会の見直しについて案ですけれども、児童福祉に関する事項につきましては、これまで、(1)の北海道子どもの未来づくり審議会、(2)の北海道社会福祉審議会の2つの審議会等で審議を行っておりましたけれども、今回の組織機構改正で、(3)のDVに係る事項、(4)にあります本日の審議会も、子ども政策局の所管となっております。今般の組織機構改正を踏まえまして、こども基本法や児童福祉法で定めることに関する事項を審議する場を1つに集約することで、子ども政策を総合的に推進したいと考えておりますことから、現行の4つの審議会を統合いたしまして、これまでと同様の審議機能を有する部会の設置や、新たな部会の設置についても、速やかに検討を進めることとしております。なお、条例に基づき設置している審議会になりますので、この見直しにつきましては、条例改正が必要となっております。

最後に、4の青少年健全育成業務に係る審議等についてですけれども、これまで、本審議会でも審議いただいております青少年健全育成基本計画や、有害図書類の指定等につきましては、今後新たに設置される部会において、行うこととなる予定となっております。なお、現在の審議会の任期につきましては、11月末となっておりますため、条例改正までの対応や、新たな部会の設置などにつきましては、別途検討の上、報告をさせていただきます。以上です。

## ○内山会長

はい。ありがとうございます。本来、後ほどやる予定でしたが、まとめて質疑をやった方がよろしいかと思っておりますので、ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

### ○浅川委員

条例改正はいつですかという話と、条例改正に伴ってこの健全育成という枠組みが持っていた、非行少年の関係と子どもを保護する観点というのは、新たな審議会にどのように引き継がれるのかという議論についてはどうなっていますか。

### ○事務局（山谷課長）

まず条例改正の時期については、今、検討中、作業中です。今年の12月か来年の3月というところになるかと現時点では考えております。中身につきまして、今回審議会は1つになりますが、この審議会は部会という形になるのですが、青少年や非行の関係を計画の関係も含めて、引き続き、今度は部会の方で審議する形に移行する予定で考えております。

### ○浅川委員

もう一つよろしいでしょうか。子若法に協議会があったと思うのですが、その協議会は、この新たな審議会の方には集約されていかないということですか。あれはあれで、法律としてはもう統合されたけども協議会自体は消滅するという形になったのですか。

### ○事務局（山谷課長）

いえ、審議会は道の附属機関ということで今回こうなりますけれども、子若法につきましては、環境生活部から保健福祉部のほうに移っておりますので、引き続き、それは開催する予定であります。審議会はまとめる、協議会はまた別に置く、ということです。

### ○浅川委員

分かりました。ありがとうございます。

### ○内山会長

その他ございませんでしょうか。ないようでしたら、議事1に戻りたいと思います。それではまず議事1の報告事項です。前回の部会の結果報告について、事務局から説明お願いします。

※特に質問なし

### ○事務局（丸山主幹）

それでは資料の1に基づきまして、有害図書類の個別指定の運用見直しについてご報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。本件につきましては、前回の審議会でも一部ご説明いたしましたけれども、審議会の終了後に開催しました部会において、その詳細を皆様にご報告させていただいた結果、委員の皆様から運用見直しに賛成とのご意見をいただいたところであります。部会の設置要綱では、部会における議決はこれをもって審議会の議決とする。この場合その結果を次回の審議会に報告するものとすると言われておりますので、今回これを準用させていただき、この審議会でも、改めてご報告させていただく

ものであります。

今回の運用見直しですが、資料の一番下、項目の5にありますように有害図書類の個別指定について、従来の運用を見直し、今後につきましては、一般の方からの申出などにに基づき、個別指定を行うという内容になります。有害図書類の指定の根拠ですが、資料の項目1にまとめておりますが、道の青少年健全育成条例の第16条に規定されており、有害図書類については青少年への販売等が禁止されております。指定の方法ですが、大きく包括指定と個別指定とに区分されており、包括指定につきましては、資料の項目1の①と②、条例の16条1項1号と2号、これを根拠としまして、雑誌、書籍、DVDなどの内容が条例、規則に基づき、一定の割合で、性的な描写などがあつたものについては、包括的に有害図書類とみなすという規定になっております。一方、今回運用を見直しました個別指定につきましては、資料の項目1の③、若干太字になっている部分になりますけれども、条例の16条2項3号において、知事が書籍等の内容の全部または一部、これが著しく粗暴性を助長し性的感情を刺激し、または道義心を傷つけるものなどであつて、青少年の健全な育成を害する恐れがあると認めた場合、有害図書類として指定できると規定されております。また、資料の項目1の2つ目の丸になりますけれども、条例の第54条では、知事は有害図書類の個別指定を行う場合は、審議会の意見を聞かなければならない旨を規定しております。これらの根拠規定を踏まえまして、道では、これまで、私ども職員が不定期に書店等に立入調査を行ひまして、有害図書類に該当しそうな雑誌や書籍などをランダムに購入、そして確認した後、部会の方で有害指定とするかどうか、委員の皆様にご審議いただきまして、その結果を踏まえ、有害図書類の指定を行つてきたところであります。それでは、他の都府県がどのような運用をしているか、ということについて調査した結果が項目3の部分となります。全国的には条例で有害図書類の個別指定の規定がありながらも、業界の自主規制の浸透などを理由に、個別指定を行わなくなったとする府県が全体の3割程度となつてきておりました。またこれらの個別指定を行わなくなった県に対し、個別指定を行わなくなった後の、書店の状況等についても調査しましたが、状況が悪化したとする府県はございませんでした。この全国的な情勢や社会情勢の変化を踏まえつつ、項目の4、運用の見直しの理由についてであります。1つ目は、令和元年8月以降、全国的に大手コンビニチェーンで成人向け雑誌も取り扱いが中止されるなど、業界の自主規制が整理されてきており、道内でも、立入調査の結果、同様の状況が認められること。2つ目、ネットやスマホなど、新たなサービスや機器が普及し、青少年のライフスタイルが変化していることに加えまして、道内の書店も減少傾向にある中、個別指定による取組の効果は、以前と比べて限定的になっていると考えられること。3つ目として、他府県の状況に照らした場合、個別指定を行わなくとも、状況に悪化は見られないと判断されること。最後4つ目ですが、今後も条例に基づく書店等への立入調査を行いますので、引き続き条例の遵守について、事業者の方をお願いをしていくとともに、項目1の、根拠規定の3つ目の丸になりますけれども、条例の第15条では、一般の方が、この本は青少年の健全育成を害する恐れがあるのではないかとそのように思われた場合には、知事または審議会にその旨を申し出ることができると規定されておりますので、そのような申出があつた場合には、その申出に基づき、個別指定を行うことも可能である。これら4点の理由で、結論のとおり、従来の運用を見直すことといたしました。

今後も、立入調査を通じ、事業者の方に、条例の趣旨について、広く理解を求めまして、規制の遵守を徹底していただくとともに、業界の自主規制と社会情勢の変化、これらを注視しまして、青少年健全育成のための社会環境整備に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。私の方からは以上でございます。

**○内山会長**

ありがとうございます。ただいまの説明、ご意見ご質問はございますでしょうか。

**○浅川委員**

意見はありません。そのとおりです。質問なのですが道内の書店が減少傾向であるということですけど、減少どころか淘汰されつつあるという状況かなと思うのですがどのくらい減っているかという数字はありますか。

**○事務局(丸山主幹)**

ありがとうございます。今回の報告が去年の10月に一度させていただいておまして、その時に私が確認した数字ですと、去年の時点の情報で、道内については、当時563店舗という記事がありました。これについては10年前については765店舗ということですので、10年で200店舗ぐらい減ったのかなというところでございます。以上です。

**○浅川委員**

ありがとうございます。

**○内山委員**

その他はございませんでしょうか。

**○津村委員**

基本的に、こういう方向性でまとめられているということですがけれども、見直しをしたときのデメリットみたいなものは何か想定されていますでしょうか。

**○事務局(丸山主幹)**

デメリットといいますか、やはり個別指定を行わなくなったことで、可能性の話として、現時点では、自主規制ですとかそういったものがきちっとされておりますが、このあと、情勢が変わったときに、これが必ずしも続くかどうかというのはちょっと何とも言えないところがありましたので、そういう可能性もあると。ただし、先ほど申し上げましたように、今回条例を改正したわけではなくて、運用の見直しということですので、そういう情勢になったならば、またもう一度検討する形になるのかなというところを考えておりました。以上です。



## ○内山会長

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。ないようでしたら、進めさせていただきます。次に、イの前回審議会での質問事項への回答及び提案事項に係る検討状況について、事務局からお願いいたします。

## ○事務局(大森係長)

はい、ご説明いたします。資料2をご覧ください。前回審議会における質問事項への回答について所管課への確認結果をご説明いたします。

高橋委員から2つご質問がありまして、いずれも教育庁に確認し、回答を得ました。

まず、卒業時点で進学就職等の進路の希望を設定できない道立高校の生徒に対する、施策の検討状況、これにつきましては、キャリアプランニングスーパーバイザーに対する研修の充実、それから、インターンシップなどの将来の生き方を考える学習活動の充実、最後に進路希望を設計できずに、卒業した生徒に対する支援の実績をまとめた事例集の作成・配布の検討という3つの施策の充実に努めていくとのことでした。

次に、不登校の児童生徒に係る学校外の機関との連携についての考え方というご質問に対しては、不登校支援の中核となる教育支援センターの、市町村における設置促進、それからフリースクールなどの関係団体との連携を強化し、子どもたちへの対応で適切な教育機会の確保に努めているということでした。

続きまして、2ページから3ページのとおり、浅川委員からのご質問が3つございました。1つ目のご質問、道内の児童虐待相談件数の傾向につきましては、資料を1枚めくっていただいて、4ページ。これの次ですね。別添の資料のとおりとなっております。一応別添の資料の方に、内容をまとめておりますのでご覧いただければと思います。

次に、2ページにちょっと戻っていただきまして、児童虐待に関し、子どもの意見表明を手助けする支援員を養成する仕組みがあるかどうかなど、につきましては、回答要旨の中の3つ目の丸のところですが、記載にありますとおり、道において、児童福祉関係者に対しては、子どもの意見表明などに関する研修会取り組んでいるとともに、児童虐待に対しては、一番下の丸のところに記載がありますとおり、SNSを活用した全国一元的な、新たな相談受付体制の開始など、児童相談体制の充実に取り組んでいます。

それから3つ目のご質問が、3ページですね、前回審議会の資料のうち、参考資料5、インターネット等の利用状況というものがあつたのですが、それにつきましては、下にありますとおり目の前、画面が見える距離で使わせているが、令和3年度に大幅に減少した理由、そして課金管理等その他の目的で管理を行っているが令和3年度に大幅に増加した理由ですが、内閣府に確認したところ、それぞれ設問を変えたことにより、差が生じたと推定されるということでした。「大人の目の届く範囲」という表現から「目の前、画面が見える距離」という具体的な表現に変えたことにより、該当すると感じた回答者数が少なくなった。それとともに、「その他の方法で管理」から「課金管理等その他目的で管理」という表現に変えたことで、該当すると感じた回答者数が増えたようです。

続けて、4ページの高橋委員からのご質問、スクールソーシャルワーカーに関する予算額ですが、これは記載のとおり額となっております。

最後に、河合副会長からご質問がありました、スクールサポーターに係る令和3年度

の派遣実績につきましては、記載のとおり为学校数及び延べ回数となっています。なお、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターにつきましては、資料4の12ページの下のように記載されておりますので申し添えます。

続けて、資料3の説明をしたいと思います。2枚ものになっておりまして、表紙をめくっていただいて、2ページ、前回審議会における提案事項に係る検討状況についてご説明いたします。

(1)の浅川委員からのご提案は、不安定就労の青少年向けの取組を記載すべきというものです。所管課に確認したところ、若年者を含む労働者の労働時間や待遇の改善といった就業環境の整備については、非正規雇用労働者処遇改善支援事業など、既に取組が展開されているそうです。このため、対応方法といたしまして、次期計画によって関連施策の記載について検討いたします。

次に、(2)の浅川委員からのご提案です。申し訳ありません。所管課の記載誤りがありますので修正をお願いします。右下に「子ども家庭支援課」と記載があるのが誤りで正しくは「子ども政策企画課」です。子ども政策企画課に修正をお願いします。ご提案内容は子どもであれば、誰でも意見表明参加できる仕組みを展開して欲しいというものです。これにつきましては、記載のとおり、本年4月に施行された子ども基本法に義務づけられたことから、幅広く子どもの声を聞く取組等を検討してまいります。

続きまして、(3)の浅川委員から提案、子どもたちの自己指導能力を高めるような仕組みを作る必要がある、につきましては、所管課に確認したところ、子どもたちがみずから自主的に考え、意思決定できる力を養うことは、教育基本法に定める目標であるとのことでした。対応方法としまして、次期計画策定時において、関連計画の整合性を図ることを検討いたします。

続きまして、(4)の高橋委員からのご提案は、子ども・若者支援地域協議会のメンバーに子ども・若者の支援を行っている地域の団体を加えたらどうかというものです。これにつきましては、具体的な支援を行う地域の団体については、市町村が設置する地域協議会に参加することが効果的と考えます。しかしながら、道内の市町村における地域協議会は設置数が少ないことから、道としましては、引き続き市町村地域協議会設置の促進に努めてまいります。

最後の4ページ目です。番号は(6)ではなくて(5)の誤りです。何度も申し訳ありません。河合副会長からのご提案で、計画に基づく施策の推進状況の指標につきましては、記載のとおり、ご提案をいただいております。これについては、ご意見を踏まえて、次期計画策定時に検討することといたします。私からの説明は以上です。

## ○内山会長

ありがとうございます。それではご意見ご質問ございますか。

## ○浅川委員

私の質問、資料2の方について、別添資料を参照してくださいということですが、今日いただいたばかりで傾向が分かりません。今、これを読み込ませて、これについて、分かれないのは余りにも塩対応だなと思ひまして。しかもぱっと表をみると、なんか増え

た感じがするのですよね。頭の部分からみてもいきなり過去最多になります。急激に増えたという形になっているので、どんなデータなのか補足いただけますか。

#### ○事務局（山谷課長）

別添の資料の虐待の背景でありますけれども、平成29年から見ていきますと、毎年右肩上がりで増えてきているという状況はございますけれども、最近は伸びが少し鈍化しているところはございます。具体的に、なぜ伸びたかというところは難しい部分もあるのですけれども、恐らく皆さんの関心の強さというのがあったりですとか、あと、面前DVについては、心理的虐待に当たるという定義もされていますので、それで大幅に増えてきているところもあるかとは思いますが。

#### ○浅川委員

コロナになって、家庭の中で、閉じこもりが増えたとかというのが、他の女性の問題に関しても家庭内のDVとか増えたという報告は、いろいろな統計資料の中にもあると思うのですが、それは道内の場合ではどのように影響していると考えますか。

#### ○事務局（山谷課長）

そういうコロナの関係で、家庭に籠もって、それで虐待が増えるのではないかというような心配もかなりされていたのですが、実際道の統計を見ていく中で、その影響が特に顕著に出ているということは、特になかったというところであります。

#### ○浅川委員

はい。あとで細かく見せていただきたいと思います。

#### ○内山会長

その他はございませんでしょうか。無いようでしたら、次は(2)の、「北海道青少年健全育成基本計画」に基づく施策の推進状況について事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（大森係長）

はい。資料4、それから資料5に基づきまして、令和4年度の青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況をご説明いたします。

まず資料4の資料の表紙をめくっていただきまして、1ページ目ですが、体系図が掲載されています。この体系図は基本計画に則っているもので、「青少年の豊かな人間性を育む環境づくり」から、「青少年の福祉を阻害する行為の防止」まで四つの施策の基本方針を設けています。その施策の基本方針の右横にそれぞれの基本方針に応じた目標を7つ掲げ、さらにその右横に、施策の目標に向けた取組を記載しております。

2ページから7ページまでは、基本方針の1つ目、「青少年の豊かな人間性を育む環境づくり」に係る令和4年度の主な事業の取組状況と指標の達成状況を記載しています。見方につきまして、2ページは施策の目標、「安心して子どもを育てられる環境づくり」にかかる主な取組といたしまして、地域の子育て支援サービスなどに関する情報提供とい

ったものを記載し、その下に四角で囲った中に、令和4年度の実施状況について、地域少子化対策強化事業費などを記載しています。それからその下に主な指標の達成状況として、地域子育て支援拠点の設置箇所数の設定時の値、現状値、目標値とそれぞれ記載しています。

同じように8ページから10ページについては基本方針の2つ目、「青少年の自立を促す環境づくり」、について記載しております。指標について現段階で数値が報告されていない、あるいは未集計のものは、令和3年度の数値など過去の数値を記載しております。

それから11ページ、12ページは基本方針の3つ目、「社会環境の浄化促進」についての記載で、13ページは基本指針の4つ目「青少年の福祉を阻害する行為の防止」についての記載となっております。

14、15ページは指標を資料一覧にしたものです。資料5は計画に記載された施策と指標の達成状況を年度推移でまとめたものとなっております。

資料4と5の説明は以上となりますが、11ページ、12ページに記載の「社会環境の浄化」につきまして詳しい内容を、補足資料に基づいて、丸山主幹からご説明いたします。

#### ○事務局（丸山主幹）

それでは、施策の推進状況に関連しまして、令和4年中の北海道の少年非行等の状況と、条例に基づく取組状況、これらについて、補足資料の1から3を使ってご説明いたします。

まず補足資料の1をご覧ください。こちらの資料は、北海道警察の公表資料に過去、5年分の数字を加えたものになります。

まず1番の「非行少年の状況」状況をご覧ください。刑法犯、特別法犯、ぐ犯少年、これらを合わせて、非行少年と呼んでおりますが、道内の非行少年は、令和2年までは年々減少していましたが、令和3年10年ぶりに増加に転じ、昨年についても、前年より増加しまして総数は1,054人になりました。前年に比べまして、刑法犯、特別法犯ともに増加しております。この表の右端にお酒ですとかタバコで補導された少年、不良行為少年と呼んでおりますが、こちら是非行少年同様、昨年については前の年を上回っていて、再び1万人を超えている状態になっています。

次に上から2つ目の表、刑法犯罪種別ですが、刑法犯のうち半数以上を占めているのは窃盗犯であり、その大部分が万引きとなります。昨年はこの窃盗罪のほか、強盗ですとか強制性交といった凶悪犯、暴行、傷害といった粗暴犯が増加しております。次に上から3段目の学職別ですけれども、令和4年は高校生、中学生、小学生の順で、全体に占める割合が高くなっております。

次に不良行為の種別ですけれども、この中で多いのは、深夜はいかいそれと喫煙、この2つの行為で全体の約7割を占めております。続きまして2番の薬物乱用少年の状況についてご説明いたします。昨年は大麻、覚醒剤等の薬物で検挙された少年が48人おりました。前年からは22人増加という形になっております。その大部分は、大麻が占めておりました。昨年は全体の約9割が大麻となっております。全国的にも少年を含めた若年層の検挙者が多い傾向がございます。

また学職別ですけれども、有職、あるいは無職少年によるものが約8割を占めております。大麻に関する検挙者が増加した一因としまして、警察では、インターネット上など

大麻の危険性、有害性に関する誤った情報が氾濫しているとしており、大麻は体への悪影響がないですとか、依存性がないといった、誤った認識のもと、少年が安易に大麻に手を出している状況が窺えるところであります。

最後に福祉犯被害状況ですが、昨年度被害者総数は、前の年より若干減少しておりますが、過去5年を見ますと、概ね同水準を維持している形になっております。これら被害の8割以上は、中高生でありまして、SNSの利用に起因する被害も全体の半数以上占めており、依然として高い水準で推移しているという現状にあります。これらの状況を踏まえまして、ネット利用に起因する少年の犯罪被害を防ぐ上では、引き続きフィルタリングの普及促進ですとか、家庭におけるルールづくりなどの対策を進めていく必要があると考えられます。

続きまして補足資料の2の方をご覧ください。こちらにつきましては道内の少年非行の状況と全国の少年非行を対比、比較したものについてまとめたものになります。

まず1番、非行少年の状況ですが、道と全国の非行少年の比較ということで、昨年については、道、全国共に非行少年は増加しておりますが、ただ10年前と比較しますとともに非行少年は大幅に減少しているという見方もございます。10年前、平成25年の非行少年を100とした場合に、昨年は北海道が48.8、全国が35.0まで減少しております。北海道の刑法犯の検挙・補導人口のピークですけれども、これについては昭和39年に1万6,000人ちょっとでありましたが、昨年については879人まで減少しておりますので、ピーク時のおよそ5.5%まで減少しております。全国につきましては昭和58年に2万1,600人ほどが検挙・補導をされておりました、これがピークでしたが、昨年については2万1,000人を切っている程度まで減少しておりますので、ピーク時のおよそ8%まで減少しております。

次に真ん中より若干下のほうにある表2番、刑法犯検挙・補導少年の人口比についてですが、こちらにつきましては、刑法犯の検挙補導人員について、少年人口千人あたりに占める割合の、毎年の変化を表したものになります。一昨年までは北海道、全国とも、少年人口が減少する中、同様に、少年犯罪も減少しておりましたが、昨年については説明したとおりに、ともに増加しており、人口比が増加しています。

最後に、3番、刑法犯犯罪少年と成人の対比の表ですけれども、これは成人も含めた全刑法犯の検挙人員に占める刑法犯犯罪少年の割合について、毎年の変化を表したものとなります。10年前の平成25年は、全刑法犯検挙人員に占める少年の割合が、北海道では15.4%、全国では21.5%と、少年が2割前後を占めておりましたが、昨年については北海道が7.7%、全国では、8.8%まで減少している状態となっております。

最後に、補足資料の3をご覧ください。道では、北海道青少年健全育成条例に基づき、青少年を取り巻く有害環境の浄化に向けた取組を行っております、こちらの資料が昨年度の取組状況となります。1番、有害興行の指定と、2番、有害図書類の指定についてですが、先ほど、有害図書類の運用の見直しについてご報告いたしました、有害興行、図書類ともに昨年度中に指定したものはございません。今後も必要性に応じ個別指定の検討を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、3番、図書類自動販売機等設置届についてですが、昨年度末で把握している台数は全道で2台となります。以前は、これら自動販売機が全道各地に多数設置され

ておりまして、中に有害図書類が収納されているという状況もございましたが、時代の流れもございまして、現在、実際に稼働しているというものについては、1台もございません。

最後に4番、立入調査の実施状況についてですが、道においては私ども本庁及び14の振興局の関係職員のほか、北海道警察や各市の青少年の健全育成業務担当者を立入調査員に指名しており、条例で定める事業者の義務ですとか、禁止事項等の遵守について、随時、書店や携帯電話販売店、カラオケボックス等に対する立入調査を行っておりまして、昨年度の全道における実施件数については合計で1,879件でございました。調査の内訳については資料に記載のとおりでございます。なお夜間立入というものにつきましては、夕方の5時半以降の時間に立入をしたものを、指してございます。補足資料の1から3についての説明は以上となります。

続きまして、参考資料1について、事務局の瀧本の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

### ○事務局(瀧本主事)

事務局の瀧本です。資料の1については、「第2次北海道青少年健全育成基本計画」となっておりますので、必要に応じ、適宜、ご覧いただければと思っております。

私からは主に参考資料2-1と2-2についてご説明させていただきます。お配りした資料の一番後ろについております。

道の組織機構改正に伴う、北海道青少年健全育成条例施行規則等の改正についてですが、改正の趣旨といたしましては、令和5年6月1日に道の組織機構が改正となったことに伴い、規定の整備を行ったものです。困難を抱える子ども・若者への対応を有機的に連携させ、子どもや家庭への包括的な支援体制を整えるべく、これまで環境生活部で所管していた青少年業務が保健福祉部に移管されました。それに伴い、参考資料2-2のとおり、規則・要領中の所管が「環境生活部」から「保健福祉部」に改正となっております。詳しくは、後ほど、資料2-2の新旧対照表をご覧ください。

今回、改正を行った規則、要領は、

○北海道青少年健全育成条例施行規則

○図書類自動販売機等の設置等の受理に関する事務取扱要領

○北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査要領です。

道の組織機構が改正された、6月1日から施行されています。私からの説明は以上になります。

### ○内山会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見ございますでしょうか。

### ○浅川委員

はい。まず補足資料1についてお聞きしたいのですけれども、18歳成人法が成立、施行されていますが、成人の定義というのが変わったと思うのですけれども、この統計表の中では、どのように処理されているのかということが、聞きたいです。例えば補足資料の2

の3に刑法犯犯罪少年と成人の対比というのが出てくるのですが、この中の成人というカテゴリーにはこれは18歳以上を指すのか、それとも確か18歳から19歳までは特定少年になったと思うのですが、それとの関係がどうなっているかが分からないとその増減がわからないなと思ひまして。初見で見せられているものですから、自分で検証しようがないので、お聞きします。あと、いくつかあるのですが、これは、1つずつのほうがよろしいですか？

**○内山会長**

そうですね。1つずつお願いします。

**○事務局(丸山主幹)**

ありがとうございます。補足資料1と2の部分について、成人と表現がありましたけれども、こちら資料の1資料の2ともに、あくまで、成人というのは、20歳以上と捉えております。少年非行の統計上で、先ほど18歳、19歳の特定少年の話も出ましたけれども、統計上はあくまでも20歳以上、もしくは未満ということで、少年・成人を分けております。以上でございます。

**○浅川委員**

法律の関係で整合させようという意見はないのですか。18歳成人法になったのに、20歳で統計表を作るというのに、違和感があるのですが、ないですか。

**○事務局(丸山主幹)**

少年法上では、従来もそうでしたけれども、20歳が1つの区切りになっておりまして、確かに、民法で成人の年齢が引き下がっていますが、少年法上自体はその部分の線引きは変わっていないので、統計もこのまま、従来どおり成人は20歳以上、少年は20歳未満というところで、線引きしております。

**○浅川委員**

この法律上の統計では、成人は20歳以上ということになっているので、そのとおりに作ったということで、言ってみれば、二重基準があるということになるわけですが、関連している法律が違えば、成人の扱い方が異なる形で数字が出てくると、なるほど、了解しました。ありがとうございます。

**○内山会長**

そのほかのご質問はよろしいでしょうか。

**○浅川委員**

よろしいですか。新しい制度の枠組みが変わるということで、審議会としてはこの青少年健全育成審議会はもうお役御免になっていくということで、前回からの引き継ぎの議論だけをすれば良いということだと思ひのですが、この参考資料1の第2次北海道青少年健

全育成基本計画というのは、青少年健全育成政策に引き続くものだと思うのですが、これは新たにつくり直されると考えたらよろしいですか。それとも、昭和35年からのこの条例等と子若法と、2つの性格の違うものがハイブリッドした形で作られていたと思うのですが、今度は法律自身が一本化されるということで、そこに要は包含される形になると思います。再整備された定義に従った形で、健全育成基本計画が書かれるべきだと思うのですが、この点はどうなっているのでしょうか。

#### ○事務局（山谷課長）

今現在のこの第二次の計画については、来年度までの計画になっております。来年度また計画を新たに、策定することにしております。

#### ○浅川委員

そうしたら、新たな審議会の設立ですとか、作業は今年度の12月にするのだけれども、基本計画自身は年度で走っているのととりあえず、年度内はこれを使うということでしょうか。

#### ○事務局（山谷課長）

来年度までの計画期間になっておりますので、来年度中にまたその次の計画を策定する作業を行うということになります。

#### ○浅川委員

要望ということになるのですけれども、”新しい酒は新しい革袋に盛れ”じゃないですけども、法が変わって、こども基本法になって、こども家庭庁になって、道の組織も編成替えして、青少年健全育成業務それ自身が、次世代成育支援係という形で、全く性格が変わるということになりましたけれども、それに合わせて、健全育成というよりは、次世代成育成という形へと、変更された方がふさわしいのではないかという意見です。

#### ○事務局（森局長）

今の件についてよろしいですか。国の方でも、ただいまこども若者育成支援推進に係る大綱を作成してございます。そちらの大綱自体も、子どもの貧困対策ですかとか、少子化対策に係る大綱と、一本化をしようということで、ただいま審議をしてございます。そういった国の動きを踏まえた上で、私どもも、それに関係する計画のあり方について、見直しを検討していきたいと考えておりますけれども、現時点につきましては、今の第2次青少年育成基本計画、これに基づいて、着実に推進を進めていきたいと考えております。

#### ○浅川委員

私の意見は私の意見ということで。健全育成という枠組みから国が変わったわけだから、国の議論に歩調を合わせて、新たな枠組みを作った方が良いと、浅川委員が意見を言っていたと議事録に残していただければと思います。



## ○内山会長

その他はいかがでしょうか。

## ○山田委員

今まで枠組みとか、新しくなっていく組織のことばかりについての話だったのですが、私の中では、今までとは実際変わっていくのですけれども、中身のこともすごく心配で、形ばかり先行して中身が無くなっちゃうのではないかと、すごく心配しているのです。それで、実際に11ページにも書かれているのですけれども、青少年の健全育成促進というところと青少年指導員っていうところの項目が真ん中辺にあると思うのですけれども。私は、実際に指導員なのです。十勝の。そこで思っていることが、近年、その指導員というのが、行政の役場の職員ではなくて、その地域で活動している人たちが、若干1名ずつなのですけれども、各町村に選ばれて出てきて、いろいろな活動をしていたのですが、知らないうちにここ何年かと思うのですけれども、それが役場職員のあて職になってきていて、実際町村から出ているのは、何人いるのだろう。3人しかいないとか、あと全部役場職員で、それでこういうことをやっても、役場職員の交流になってしまうんですね。行政は行政で交流や勉強会をやっていると思うのですけれども、そういうことでは、地域の勉強会とか地域の共有、地域同士の交流というものがなくなるのではないかなと思って、十勝でもこの前発言して、それおかしから各市町村で考えてくれという話をしたのですけれども。これだけを見ると、いかにもいろいろやっているように書かれているけれども、実際十勝だけじゃなくて、他の振興局もどうなのかなと思っていますので、意見として、地域の人を本当に吸い上げているかどうかを見ていって、いろんな活動につなげて欲しいということが1つ。

あと、上手く言えないのですけれども、いじめだとか、ひきこもりだとか、不登校だとかいろいろな問題について、ソーシャルワーカーがどうだとかいろいろ話しているのですけど、それ、そうなった後のことですよ。そうなる前はどうか。その一番最初のところがきつとあると思うのですけれども、そこを把握して取り組んでいかないと、いろいろな解決には繋がらないし、札幌みたいな都市だと、そういった民間の受け入れ先とかもあると思うのですけど、町村だと、誰々ちゃんだよなってなって、みんなも分かっている訳だから、それは、学校の中で自然と全員の中でそういう対応とかやっていくべきなのかなという気持ちを持っているので。でもそれもなかなか難しいってなったら、じゃあ、その一番最初のところはどのようなことが起こってきているのかということ、ちゃんと専門家の方たちが分析して、幼児教育だとか、その前段のところではちゃんと対応考えて、そこに専門家を送り込むべきだと思うのです。例えば、仲が良いからふざけていただけなのだけど、それは実際いじめだった。でも、そのふざけている子はただ悪ふざけしていると、本当に思っている子も中にはいたりして、それがどうして、いじめに繋がるのかということがわからなかったり、同調して乗ってくる子、叩いてくるのだけどふざけたからいいとか、そういうことではないということをしごく小さいうちから指導していかなければいけないと思うのです。それを、親もよく分かっていないまま、なおざりにしていることも多々あると思うので、そういうことも注意して行って欲しいし、よく朝起きられないと体の調子が悪いとして学校を休んでしまっ、そのうち不登校になったり就

職できなくなったという問題も聞いたりもしますけれども、それが本当にそういう病気かどうか、どうやっても体が動かないのか、それとも、小さいときから、朝起きるためにはこういうことをして、これだけ前から起きて、手足動かしてこういう行動したら動くようになるよ、だとか。そういう具体的な対策を子どもたちに直に与えるような対策をして行って欲しい。あと、いじめとか暴力は、どこから生まれてくるか。叩いたからとかではなくて、どうして叩きたい気持ちになったのか、子どもたちに問うて欲しいし、毎回その子が叩くようになっていくと、叩かれる子も叩く子も、やりたくて叩いている訳じゃないということもあるので、お互いに傷ついていく。なぜ叩くのか、そしてそれがエスカレートするとどうなっていくのかということも、子どもたちにはすごく考えて欲しいことで、そういったことを全部、小学生じゃなくてもっと前の時点でどうにか与えることができないのかという私の心の中の叫びを皆さんからどうにか受けとめてもらって、機構が変わろうと何をしよう、そういうところをしっかりと考えてもらわないと、子どもたちの未来はどうなってしまうのか。それから、その結果、それでも、やっぱりこういうふうになってしまったという子たちの受け皿は、今、皆様考えられていることだと思うので、その受け皿の前に、もっと、どう子どもたちと向かい合っていくか考えて欲しいという意見です。

よろしく申し上げます。

#### ○内山会長

ありがとうございます。事務局ないしは関係課から何かございましたら。

#### ○事務局（森局長）

では、私の方から。大変意義深いご指摘、ご意見だったと思います。こども家庭庁ができて、こどもまんなか社会をつくるということを掲げてございますけれども、この中で、子どもの意見をしっかりと聞く、ということをおっしゃるので、私たちとしては今までも聞いてなかったということではないのですけれども、改めてしっかり政策としてそれが打ち出され、そこにはその子どもが意見をただ言うだけではなく、子どもたちがそこで意見を出し合うことで、子ども自身も考えていくということを期待されていると思います。山田委員からご指摘がありました子どもたち自身も考えてもらうということについては、国を挙げて、これから、そういったことが浸透していくように、作られていくだろうと思います。

それから、後段にありました、そもそも子どもたちの育ち、小さな頃からどのように保障していくのかということにつきましては、今回、組織が変わりまして、子ども未来づくり審議会というところに、この後集約されていくかと思っておりますけれど、まさに、そちらの審議会では、子どもの生まれるところから育て成長していく過程について、しっかり道として取り組むということをお話しさせていただきますので、今、山田委員からいただいた意見についても、そちらの方で考えさせて頂きたいと考えてございます。

#### ○山田委員

分かりました。

### ○浅川委員

関連する話なのですが、ここまでは、青少年を健全育成するというので、ここは危ないものから遠ざけるといふのは基本的な枠組みの審議会だと思ふのですね。それでは駄目だということで、新しい形に変えていこうとなつたので、山田委員がおっしゃっていることは、まさにこれからの新しい審議会の中で実現していくと思ふます。

特に子どもの暴力といふのは家庭の中に多いから、社会がどんなふうにも家庭の中に入っていく、といふと大げさですけども、どんな形で守ればいいのか、シェルターを作ればいいのかということも次の審議会でも議論されると思ふています。守ればいいのか、先ほどの今の計画から早く変えたほうがいいと私が主張していたのも、そこにあるわけです。子どもが意見表明するということも、今まで積極的に取り上げられてなかつたのですよね。だからこそ早く変えたほうがいいと、前回の審議会でも、ずっと言い続けたのですが、中々実らない。やっぱり、枠組みがいかに危ないところから遠ざければいいかという昭和30年代の枠組みでできたのですから、時代遅れになっているのですね。だから、全く共感いたします。

### ○内山会長

その他、ご質問ご意見はないでしょうか。

※特になし

### ○内山会長

次の議題に入りたいと思ふます。次はその他ですね、事務局からお願いいたします。資料6については説明がありましたので、それ以外ございませんでしょうか。

※特になし

### ○内山会長

ないようですから、議事すべてを通してご意見・ご質問はございますでしょうか。

### ○浅川委員

山田委員の主張の先といふか、関連しているのですが、新しい枠組みに変わっていくわけだから、子どもの社会参加をさせる仕組みといふますか、こども基本法の多様な社会活動の参画する機会の確保、3条3号だったり、意見表明権についても、機会を保障しなさいと法の中で主張しているわけです。これについて、早く実現する必要があります。それを、今の計画がそのまま来年度、再来年度まで続くといふことで停滞させては、せつかく法律を作って、新たな仕組みを作つた意味がない。なので、早くしていただきたいと思ふます。子ども・若者支援といふことも、こども家庭庁設置の中にも入っておりますし、本道でもですね、子どもの意見表明権、子どもの社会参加、これについて、率先して進めているといふことが必要なのかなといふ意見です。その中で、子ども自身が、自分

で嫌なものが嫌といえるとかを含めた環境づくりが整っていき、社会の仕組みがちゃんと動いていくようになるのではと思います。

#### ○内山会長

これに関して事務局から何かございますでしょうか。

#### ○事務局（山谷課長）

子どもの意見というところで、先行的にといいますか、先ほどの意見でもございましたけれども、社会的養護の子どもに関して、道の方で昨年度からモデル事業を行って、今年度もまた児童相談所で一時保護されている子どもですとか、そういう子どもから意見を聞くような取組は先行して今、進めているのですけれども、あとは様々な政策について、子どもの意見を聞いていくという枠組みについて、検討中というところであります。

#### ○浅川委員

よろしいですか。こども基本法に載っているものは養護の子どもと限定されているわけではありません。子どもはすべからく、自分に関わることについて意見表明する機会を与えるというふうになっているわけですよ。ですから消極的なのではないかと。

#### ○事務局（山谷課長）

昨年度から先行してそういうことを始めていますけれども、今現在はそれ以外の子どもも含めて検討中というところです。

#### ○浅川委員

はい。そのこのところを進めていただいて、新たな法の枠組みの中で、道が、積極的に子どもが意見を言い、社会参加できる仕組みや受け皿を率先して作っていただければ、町村の方としても、いろんなことをやりやすくなるし、当事者の方がそもそも発言する権利というのが、擁護されるというか、促されていく。その中で、子どもたちも、ものが言えるという環境づくりが重要になっていくと思いますので、進めていただければありがたいと思います。

#### ○内山会長

はい、ありがとうございます。なかなか条例の改正等々が為されないと難しいところだらうと思いますので、計画は条例に基づいて作られていると理解していますから条例が変わらないと、ということはあるので、その中でやっていただければというふうに期待しています。他にございますか。

#### ○河合副会長

意見とかということでは全然なくございます。青少年健全育成審議会というこの名称、審議会でなくなるので名称も変わりますでしょうし、色々変わるでしょうけれど、健全育成という言葉が持つ古い響きというか、そのこのところは、なんとかしていただけたらなと、

思います。浅川委員のおっしゃられていたことと繋がるのだろうと私も思います。古い時代を生きている感じ、というところちょっと言い過ぎかも知れませんが、発想と言葉が違うかなという感じがして、その点よろしく願いいたします。

**○内山委員**

私も以前から、青少年を健全に育成するというのは完全に大人の上からの立場というような表現になっていると思っておりますので、変わっていきたくらいのことを期待していきたいと思っております。その他、ありますでしょうか。これでは事務局からの説明事項となります。

**○浅川委員**

はい。総括的なのですが、審議会の資料を早くいただけませんか。

**○事務局**

申し訳ありません。

**○浅川委員**

自分が質問した内容とか、そういうものを見直す時間がないので。審議会に参加しているのですが、ちゃんと審議できないという、責任を果たしていないというので申し訳ないなと思って。1週間ぐらい前には資料を頂けたらと思います。私は11月までの任期なのでもうなくなりますけれども、次の方たちもやっぱり資料を見られて参加して意見を言うということで審議会としての意義が果たせると思っておりますので、事務局の皆さん、よろしく願いいたします。

**○事務局(山谷課長)**

申し訳ありませんでした。

**○内山委員**

事務局の皆さん、その点、よろしく願いいたします。そのほかありませんでしたら、事務局からの説明事項をお願いしたいと思います。

**○事務局(坂本課長補佐)**

はい、事務局でございます。次回の審議会のご案内ですけれども、子ども関連の審議会の見直しについて検討済み次第、改めてご連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

**○内山会長**

はい。これで本日の予定の議事は終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

**4 閉 会**

**○事務局(山谷課長)**

内山会長、河合副会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。また我々の方で不手際がありまして、資料が遅くなったりですとか、そういうことで十分に事前に見ていただく時間が取れなかったりとか、資料に誤りがあったりとか、本当に皆様にご迷惑をおかけいたしました。次回はこの辺を改善して、皆さんに事前に見ていただいて、意見を言っていただけるようにしたいと思います。どうもありがとうございました。

**○事務局(坂本課長補佐)**

以上をもちまして令和5年度第1回北海道青少年健全育成審議会を終了いたします。本日はご出席いただき誠にありがとうございました。

以 上